

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 7 年 8 月 7 日	三重県志摩建設事務所に関する住民監査請求（令和 7 年 8 月 6 日） 鳥羽市の賀茂川付近の堤防に関して志摩建設事務所が実施した点検は違法である。 この堤防は、干拓地の付随堤防として作られたものだが、昨年度の検査項目は河川堤防としての検査項目である。	県土整備部

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
2	令和 7 年 9 月 1 0 日	三重県県土整備部に関する住民監査請求 (令和 7 年 9 月 9 日) 三重県県土整備部県土整備総務課から令和 7 年 8 月 22 日付けの「保有個人情報開示請求に係る公文書を特定するための補正について」が簡易書留で送付された。 しかし、請求人は同日、県土整備総務課を訪問し、公文書の文書特定を面談のうえ行う旨の協力を申し出ている。訪問時に文書特定を行えば支払う必要のなかった郵便代・事務費は無駄使いである。 さらに、令和 7 年 8 月 27 日付けで「保有個人情報の開示をする旨の決定について」が簡易書留で送付されたが、請求人は閲覧のうえでの開示を申し出ているので、閲覧の日時を定め、その際に決定通知を渡せばよく、簡易書留に要した郵送代・事務費も無駄遣いである。	県土整備部

正誤表

○代表者会議（9月5日） 資料3

正	誤
番号1（請求日） 令和7年8月 <u>4</u> 日	番号1（請求日） 令和7年8月 <u>5</u> 日